政令第二百五十号

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令

内閣は、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（次項において「法」という。）第三条第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わって行う権限は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

2　港湾法施行令第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第三条第三項の規定により港湾管理者の権限を代わって行う場合について準用する。

附　則

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二十二日）から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

航空法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十一号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第三項（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表山形空港に係る項空港等の欄中「八尾空港」を、「八尾空港
佐賀空港」に改める。

附　則

この政令は、令和七年七月九日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

栄養士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十二号

栄養士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

第十条第一号中「第十二条第一項」を「第十二条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十三条中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、同条を第十二条とする。

第十四条中「、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、同条を第十三条とする。

第十五条中「、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して」を削り、同条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第十条又は第十一条」を「第九条又は第十条」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条中「、第八条第二項」を「並びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段（第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十五条まで」を削り、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第十条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の項中「、第八条第二項」を「並びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段（第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十五条まで」を削る。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十三号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第一項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第二十条（同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第九条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第十五条第一項及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項中「三百七十万四千円」を「三百七十六万千円」に改め、同条第二項中「四百七十二万千円」を「四百七十九万四千円」に改める。